

たに職員となつた者に限る。)のうち、当該官職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となつた日(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号俸の新基準日の前日において適用される俸給月額(新たに職員となつた日に受ける俸給月額が職務の級の最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額である職員及び新たに職員となつた日後に人事院の定める異動をした職員にあっては、人事院の定める日)に受ける俸給月額(新たに職員となつた日に受ける職務の級及び号俸(新たに職員となつた日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる数をえた号数の号俸)の平成八年一月一日において適用される俸給月額(新たに職員となつた日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の号俸が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えるものである職員及び新たに職員となつた日に定める俸給月額。以下この項において「旧基準日の対応俸給月額及び旧基準日の対応俸給月額を算出の基礎として改正前の規則第一条第二項の規定の例により得られる額(以下この項において「改正後の仮定俸給の月額」という。)が、旧基準日の対応俸給月額及び旧基準日の対応俸給月額を算出の基礎として改正前の規則第一条第二項の規定において「改正前の仮定俸給の月額」といふ。)に達しない職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて引き続き当該官職又は当該官職と調整数が同一である官職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額

専門行政職俸給表				俸給表
3級		2級	の職務号俸	
6号俸以上の号俸	5号俸以下の号俸	10号俸以上の号俸	での号俸	5号俸から9号俸ま
2	1	2	1	数整調

6 新基準日の前日において俸給の調整を行う官職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる官職に異動したもの又は新基準日以後に新たに俸給の調整を行う官職を占めることとなつた日後には該官職を占めることとなつた日後には該官職に異動したものとの俸給の調整額については、これらの異動後の官職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第一項（新基準日以後に新たに職員となつた者にあつては、前二項）の規定を準用する。

附則第二項から前項までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

(一) 医療職俸給表				研究職俸給表				(四) 教育職俸給表				(二) 教育職俸給表				(二) 海事職俸給表								
1級	4級	3級	2級	4級	3級	2級	5級	4級	3級	2級	6級	5級	4級	3級	4級	3級	2級	6号俸以上の号俸	9号俸以上の号俸	1号俸以上の号俸	3号俸から10号俸	7号俸以上の号俸	3号俸以上の号俸	
1号俸から12号俸までの号俸	9号俸から4号俸までの号俸	6号俸から7号俸までの号俸	4号俸から4号俸までの号俸	1号俸から5号俸までの号俸	1号俸から9号俸までの号俸	1号俸から5号俸までの号俸	1号俸から9号俸までの号俸	1号俸から14号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	1号俸から8号俸までの号俸	1号俸から9号俸までの号俸	1号俸から7号俸までの号俸	1号俸から9号俸までの号俸	1号俸から12号俸までの号俸	1号俸から3号俸までの号俸	1号俸から2号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	1号俸から9号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	1号俸から1号俸までの号俸	
1	2	1	1	2	1	2	1	3	2	1	3	2	1	2	1	1	2	1	3	2	1	2	1	1

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成八年六月二〇日人事院規則
九一六一一八）

附則別表第二	2級	4号俸から6号俸まで	
		3級	7号俸以上の号俸
3号俸以下の号俸	4号俸以上の号俸	3号俸以下の号俸	2級
平成十四年十二月一日から平成十五年三月三十日まで	百分の百	百分の七十五	1
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十日まで	百分の七十五	百分の五	2
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日まで	百分の五	十	十五
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日まで	百分の二	十五	二十五

第一項の規定を適用したときに得られる額（第二条の規定による改正前の規則九一六一二五附則第二項又は第三項の規定が適用されることとなる職員については、これらの規定を適用したときに得られる額）に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。当該職員が改正前の規則九一六別表第一第五号（2）又は（3）に掲げる職員が占める当該官職と同種の官職で同表における調整数が当該官職と同一である他の官職に異動した場合についても、同様とする。

改正前の規則九一六別表第一第二十三号

(1) 又は(2)に掲げる職員が占める官職を施行日の前日から平成八年十二月三十一日までの間ににおいて引き続き占めていた場合で、かつ、平成九年一月一日からそれぞれ次の表の(1)又は(2)に掲げる職員が占める官職を

3
改正前の規則九一六別表第一第五号(2)又は(3)に掲げる職員が占める官職を施行日の前日から引き続き占める場合には、改正後の規定にかかるらず、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて引き続き当該官職を占める間、当該官職を同条第一項の規定

二 当該職員に係る規則九一六別表第一に掲げる調整基本額に二及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（改正後の規則九一六一二五附則第二項の規定が適用される職員にあっては同項中「同項の規定により算出した額に改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額との差額を加えた額」とあるのを「調整數を二とみなして同項の規定を適用したときに行得られる額に調整数を二とみなした場合の改正前の仮定俸給の月額と調整数を二とみなした場合の改正後の仮定俸給の月額との差額を加えた額」と読み替えて同項の規定を適用したときに得られる額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額、改正後の規則九一六一二五附則第三項の規定が適用される職員にあっては人事院が定める額）（これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額）

（施行期日等）
この規則は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の規則九一六（以下「改正後の規則九一六」という。）及び第二条の規定による改正後の規則九一六一「五（以下「改正後の規則九一六一「五」という。）」の規定は、平成八年四月一日から適用する。
（経過措置）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号。以下「改正法」という。）附則第四項又は第八項の規定の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則九一六第一条第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、当該各号に定める額をもつて同項に規定する調整基本額とする。
（改正法附則第四項の規定により附則別表第一の暫定俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を受ける職員
一 改正法附則第四項の規定により附則別表第一の暫定俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を

勤務箇所	病研究センター	附則別表		職員
		(1) 研究員	(2) (1)に掲げる職員以外の	
平成八年七月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	百分の百	百分の七十五	三
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	百分の五十五	百分の二十五	二
十五	十五	十五	十五	一

二 檻に定める額
二の俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を受け
る職員
当該俸給月額に対応する同表の調整基本額
欄に定める額
改正法附則別表のイからチまでの表の暫定俸
給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する規
正後の中規則九一六一二五附則第二項の規定
の平成八年四月一日以後における適用について
は、同項中「号俸」(平成八年一月一日における
当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数
の号俸を除く。以下この項において同じ。)と
あるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律(平成八年法律第百十一
号)附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月
額欄に定める額(以下「暫定俸給月額」とい
う。)と、「号俸(現に受けた号俸が附則別表
の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては、
現に受けた号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号
俸に對応する同表の調整基本額欄に掲げる数
を加えた号数の号俸」とあるのは、「暫定俸給月額
に對応する同表の旧号俸欄に定める号俸」とす

(四) 教育職俸給表		(三) 教育職俸給表		(二) 教育職俸給表		(一) 教育職俸給表		俸給表	附則別表第二	(二) 医療職俸給表		(一) 医療職俸給表		3級			
										3級	2級	3級	2級				
0 2 円 5 5, 8 0	0 2 円 5 4, 3, 8 0	0 2 円 7 3 3, 0 0	0 2 円 3 3, 8 0	0 2 円 3 3, 8 0	0 2 円 5 5, 8 0	0 2 円 5 5, 8 0	0 2 円 5 5, 8 0	の職務 俸給月額		0 3 0 3 4,	0 3 0 0 8,	0 3 0 1 9,	0 3 0 0 8,	0 2 0 8 8,	0 2 0 6 9,	0 2 0 5 9,	0 2 0 5 0,
1 1 円 1 5 1	8 1 円 1 4 1	5 1 円 2 2, 5 8	1 1 円 0 0, 5 2	1 1 円 0 0, 5 2	1 1 円 1 1, 5 1	1 1 円 1 1, 5 1	1 1 円 1 1, 5 1	調整基本額		1 5, 0 7 0 円	1 3, 8 7 3 円	1 4, 3 8 6 円	1 3, 8 7 8 円	1 2, 9 9 1 円	1 2, 9 9 1 円	1 1, 6 0 9 円	1 1, 6 8 2 円

附 則（平成一〇年四月一日人事院規則）
九一六一三三

附則(平成)

一〇年四月一日人事院規則
布の日から施行する。

則九一六（三四）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一六の規定は、平成十年四月九日
から適用する。

附則(平成一〇)

二〇〇六年一月六日人事院

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一六の規定は、平成十年四月一日から適用する。

用
文
附
則

(平成二年四月一日人事院規則)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一六別表第一第三号の規定中東北大学の理学研究附属原子核理学研究施設に係る部分は平成十年四月九日から、広島大学放射光科学研究センターに係る部分は同年五月十五日から適用する。

附則（平成一年〇月二五日人事院規則一—六）抄
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二年一月二十五日人事院規則九六三七）

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定（同表の

ヨの表に係る部分に限る。）並びに附則第三項

及び附則別表の規定は、平成十二年一月一日から施行する。

この規則（前項ただし書に規定する改正規定

（を除く）による改正後の規則九一六の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(福祉職俸給表の適用を受ける職員に対する規

則九・六・上五附則第一項及び第四項の規定の適用)

福祉職俸給表の適用を受ける職員に対する規則（二二二、事務見引）六、（委合）同

則九一六一五（人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第二

項及び第四項の規定の適用については、同規則付則第二項に「同日に受けた^{1/2}奉^{1/2}付則表

附則第二項中「(同日)は受けたる号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつて

は、同日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に對応する同表の調整改闘に掲げる改

れる。左側に文庫である同表の説明欄に掲げる。数

る規則九一六一三七（人事院規則九一六（俸給の調整額））の一部を改正する人事院規則別表に定める行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の職務の級及び号俸」と、「（号俸）が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数のもの」とあるのは「及び号俸が福祉職俸給表の一級三十八号俸又は三十九号俸」と、「（号俸）とあるのは「得られる額（新基準日の前日）に受ける職務の級及び号俸が福祉職俸給表の一級三十八号俸又は三十九号俸」と、同規則附則第四項中「（新たに職員となつた日に受けれる号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、新たに職員となつた日に受けれる号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸）」とあるのは「対応する規則九一六一三七附則別表に定める行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の職務の級及び号俸」と、「（号俸）が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数のもの」とあるのは「及び号俸が福祉職俸給表の一級三十八号俸又は三十九号俸」と、「（得られる額）とあるのは「得られる額（新たに職員となつた日に受けれる職務の級及び号俸が福祉職俸給表の一級三十八号俸又は三十九号俸）」とする。

1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	俸 号
															級 の 務 職
1 1 2	1 0 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	4 2	3 2	2 2	7 1	6 1	5 1	4 1	1 1 3	1 級
1 1 4	1 0 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	4 3	3 3	2 3	3 1	2 級
1 5 5	1 4 5	1 3 5	1 2 5	1 1 5	1 0 5	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	5 1	5 級
1 3 7	1 2 7	1 1 7	1 0 7	1 9 7	1 8 7	1 7 7	1 6 7	1 5 7	1 4 7	1 3 7	1 2 7	1 1 7	1 2 6	6 1 1	6 級
5 1 8	4 1 8	3 1 8	2 1 8	1 1 8	0 1 8	1 9 8	1 8 8	1 7 8	1 6 8	1 5 8	1 4 8	1 3 8	1 2 8	1 1 8	1 8 級
5 1 9	4 1 9	3 1 9	2 1 9	1 1 9	0 1 9	1 9 9	1 8 9	1 7 9	1 6 9	1 5 9	1 4 9	1 3 9	1 2 9	1 1 9	1 9 級

3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5		2 4	2 3	2 2		2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6
2 9 2	2 8 2	2 7 2	2 6 2	2 5 2	2 4 2	2 3 2	2 2 2	2 1 2	0 2 2	(二 行 二)	1 9 2	1 8 2		1 7 2	1 6 2	1 5 2	1 4 2	1 3 2	1 2 2
	2 8 4	2 7 4	2 6 4	2 5 4	2 4 4	2 3 4	2 2 4	2 1 4		2 0 4	1 9 4	1 8 4		1 7 4	1 6 4	1 5 4	1 4 4	1 3 4	1 2 4
							2 6 5	2 5 5		2 4 5	2 3 5	2 2 5		2 1 5	2 0 5	1 9 5	1 8 5	1 7 5	1 6 5
									2 2 7	2 1 7	2 0 7		1 9 7	1 8 7	1 7 7	1 6 7	1 5 7	1 4 7	
													1 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	
													2 8	2 8	1 8	1 8	1 8	1 8	
															8 8	7 7	6 6		
																1 9	1 9	1 9	

備考 この表中「行（一） 1—3」等とあるのは、**行政職俸給表（二）の1級3号俸等**を示す。
附 則 **（平成一二年三月三一日人事院規則九一六一三八）**
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

る。この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中原子力保安検査官に係る部分は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二年九月一日人事院規則
九一六一四〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月六日人事院規則
九一六一四一）
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月三十日人事院規則
九一六一四二）抄
(施行期日)
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月一日人事院規則
九一六一四三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月一日人事院規則
九一六一四五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日人事院規則
九一六一四五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月一日人事院規則
九一六一四六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日人事院規則
九一六一四七）
この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年一〇月一日人事院規則
則九一六一五二）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年一〇月二八日人事院規則
則九一六一五四）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年四月一日人事院規則
則九一六一五五）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年七月一五日人事院規則
則九一六一五六）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。
附 則（平成一七年九月三〇日人事院規則
則九一六一五六）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。
附 則（平成一八年一月七日人事院規則
則九一六一五七）

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
附 則（平成一八年二月一日人事院規則
則九一六一五八）

（施行期日）

（経過措置）

2 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（給与法第十条の規定により俸給の調整を行ふ官職を占める職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の規則九一六第一条第二項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる

二 十一日まで 百分の百
三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで 百分の七十五
四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日まで 百分の二十五

前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き俸給の調整額適用職員（第三号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下この項において「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）

二 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となつた職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日の前日に新たに

[View Details](#)

俸給の調整額適用職員になつたとした場合に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規則による改正の調整基本額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額)施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた職員(施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員を除く)の適用を受けることとなつた場合に該当することとなつた日以後に新たに俸給の調整額適用職員となつたとした場合(次に掲げる場合に該当したこととなつた日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた者にあつては、施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合。以下この号において同じ。)に同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規則第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。)にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額。ただし、施行日以後に規則九一一二〇(平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給)第四条第一項第七号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、人事院の定める額)俸給表の適用を異にする異動をした場合規則九一一二〇第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員。

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。
行に係る。この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則九一六一五九）
この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日人事院規則九一六一六一）
(施行期日)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの規則による改正前の規則九一六（以下「改正前の規則」という。）別表第一第十号の職員欄に掲げる職員であった者のうち、当該職員が占めるものの調整数は、平成十九年四月一日から引き続き占めるものの調整数は、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間、この規則による改正後の規則九一六（以下「改正後の規則」という。）第一条第二項の規定にかかるわらず、同日に占めていた官職（以下「施行日前の官職」という。）に係る改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（以下「改正後の調整数」という。）に、施行日前の官職に係る改正後の調整数との差の数に相当する。当該職員があつた者が施行日以後に施行日前の官職と同種であり、かつ、改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ施行日の下欄に掲げる割合を乗じて得た数を加えて得た数とする。当該職員があつた者が施行日前の官職と同一である他の官職に異動した場合における調整数についても、同様とする。

3 施行日の前日に改正前の規則別表第一第十号又は第十八号の職員欄に掲げる職員があつた者のうち、改正後の規則において給与法第十条の規定による俸給の調整を行う官職に該当しなくなつた官職（以下この項において「非調整官職」となつた官職」という。）を同日から引き続き占めるものについては、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間、改正後

平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十日まで	百分の七十五
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで	百分の五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日まで	百分の二十五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日まで	百分の二十五

附 則（平成二年四月一日人事院規則
九一六一六六）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一〇月一日人事院規則
規則九一六一六八）この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日人事院規則
九一六一六九）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月三〇日人事院規則
規則九一六一七〇）この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日人事院規則
九一六一七一）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年九月三〇日人事院規則
規則九一六一七二）この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年二月二九日人事院規則
九一六一七三）この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日人事院規則
規則九一六一七四）この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一九日人事院規則
規則九一六一七五）この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一九日人事院規則
規則一五一八）抄（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年四月一日人事院規則
規則一六一七六）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日人事院規則
規則一六一七七）この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日人事院規則
規則一六一七八）この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 適用区分表（第一条第一項—第三項閏

(（1）、（2）及び（6）に掲げる者を除く。)

査官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。)

(10) 義肢工、洗濯員、調理師、電気士、看護手及び入

八 國立医薬品 食品衛生研究所 及び国立感染症 研究所	(10) 理師、電気士、營繕手及び入所者輸用自動車運転手	
	(11) 看護師長 (4) に掲げる者を除く。	
(12) 入所者係事務職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	一
九 削除	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員(人事院の定める者に限る。)	一
十 国立障害者 リハビリテーション (自立支援局の ヨンセンタ) 国立光明寮、国 立保養所及び国 立福祉型障害児 立院の定める病 院の定める病院 入所施設を除 く。)及び人事 院の定める病院	(1) 介護員(人事院の定める者に限る。) (2) 看護師及び准看護師(三 事院の定めるものに限る。) (3) 医師(人事院の定める者に限る。) (4) 理学療法技術職員及び作業療法技術職員(人事院の定める者に限る。) (5) 生活支援員、職業指導員、心理判定員、精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員及び就労支援員(14) (6) 看護師長(肢体不自由者を専ら入院させるための病棟(人事院の定めるものに限る。)に勤務する者及び人事院の定める者に限る。)並びに当該病棟に勤務する看護師及び准看護師 (7) 医師及び歯科医師(3)に掲げる者並びに院長、	一

副院長及び部長並びに人事院の定める者を除く。)
(8) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを行ふことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者
(9) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入れ院患者及び外来患者に直接接して行ふことを常例とする診療放射線技術者
(10) 理学療法技術職員及び作業療法技術職員 (4) に掲げる者を除く。)
(11) 言語聴覚士及び視能技術職員
(12) 心理療法士 (人事院の定める者を除く。)
(13) 理療教育・就労支援部に属し、教育に直接従事することを本務とする職員
(14) 総合相談課長、総合支援課長、視覚機能訓練課長、生活訓練課長、肢体機能訓練課長及び就労移行支援課長
(15) 看護師長、看護師及び准看護師 (2) 及び (6) に掲げる者を除く。)
(16) 調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士
(17) 入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員 (人事院の定める者に限る。)
(1) 生活支援員及び心理判定員 (3) に掲げる者を除く。)
(2) 教育に直接従事することを本務とする職員 (課長を除く。)
(3) 支援課長
(4) 看護師及び准看護師
(5) 調理の実習指導のため入所者に直接接することを常とする栄養士

十二	國立障害者リハビリテーションセンター	自立支援局	保養所	(1) 介護員 (2) 看護師及び准看護師 (3) 医師 (7)に掲げる者を除く。 (4) 理学療法技術職員及び 作業療法技術職員 (5) 生活支援員、職業指導員、心理判定員及び就労支援員 (8)に掲げる者を除く。 (6) 看護師長 (7) 医師 (課長に限る。) (8) 支援課長 (9) 調理の実習指導のため 入所者に直接接することを常例とする栄養士 (10) 入所者の援護の業務 に直接従事することを本務とする職員 (人事院の定める者に限る。)	一	三	四
十三	国立障害者リハビリテーションセンター	自立支援局	福祉型障害児入所施設	(1) 重度知的障害児の保護 及び指導に直接従事すること を本務とする児童指導員及び 保育士 (1) 及び (5) に掲 げる者を除く。) (3) 重度知的障害児の看護 に直接従事することを本務と する看護師及び准看護師 (交 替制により勤務する者に限 る。) (4) 医師 (5) 療育支援課長 (6) 重度知的障害児の保護 及び指導に直接従事すること を常例とする児童指導員 (7) 看護師及び准看護師 (3) に掲げる者を除く。)	五	四	
十四	精神保健福祉会	精神保健福祉会	精神保健福祉会	(1) 精神保健福祉会の職員 及び准看護師 (3)に掲 げる者を除く。)	一	二	
十五	精神保健福祉会	精神保健福祉会	精神保健福祉会	(1) 精神保健福祉会の職員 及び准看護師 (3)に掲 げる者を除く。)	一	二	

十四 地方厚生局及び地方厚生局	十五 公共職業安定所	十六 水産庁、地方整備局及び気象庁	十七 特許庁	十八 国土交通省航空局、地方航空局、海上保安本部の海上並びに管轄区域
支局の麻薬取締部並びに地方麻薬取締支所	十五 公共職業安定所	十六 水産庁、地方整備局及び気象庁	十七 特許庁	十八 国土交通省航空局、地方航空局、海上保安本部の海上並びに管轄区域
(1) 麻薬取締官 (2) に掲げる者を除く。)	(1) 就職が困難な者に対する職業紹介又は職業指導の業務に常時従事する職員 (人事院の定める者に限る。)	(1) 寡労働者に対する職業紹介又は失業給付を中心とする他の勤務条件が特別なものとして人事院の定める船舶に限る。)に乗り組む職員で海事職俸給表(二)の適用を受けるもの	(1) 審査官 (3) に掲げる者以外の者で人事院の定めるものに限る。)	(1) 航空法 (昭和二十七年三月二日法律第二百三十一号)別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有する者が行う業務で人事院の定めるものに従事することを本務とする職員
(2) 駕空法別表に定める一二等航空士、二等航空士又は航	(1) 言語聴覚士 (1) 心理療法士	(1) 作業療法技術職員 (1) 重度知的障害児の輸送に従事する自動車運転手 (人事院の定める者に限る。)	(1) 麻薬取締官 (2) に掲げる者を除く。)	(2) 部長、部次長、密輸・広域事犯管理官及び支所長
び航空基地	心理療法士	一	一	一

十九	地方航空	空機関士としての業務に従事することを本務とする職員
(1)	航空管制官	(3) に掲げる者以外の者で航空交通管制業務に直接従事することを本務とするものに限る。)
(2)	航空交通管制官	(2) 航空交通管制官
(3)	先任航空管制官	(4) に掲げる者以外の者で航空交通管理管制業務に直接従事することを本務とするものに限る。)
(4)	先任航空交通管理管制官	(4) に掲げる者以外の者で航空交通管理管制業務に直接従事することを本務とするものに限る。)
(5)	航空管制運航情報官	(5) 航空管制運航情報官 (先任航空管制運航情報官以外の者で対空援助業務に直接従事することを本務とするものに限る。)
(6)	航空管制通信官	(6) 航空管制通信官 (先任航空管制通信官以外の者で国際管制通信業務に直接従事することを本務とするものに限る。)
(1)	巡視船、全長二十メートル以上の巡視艇その他全長二十メートル以上の船舶で人事院の定めるものに乗り組む職員	(1) 巡視船、全長二十メートル以上の巡視艇その他の船舶で人事院の定めるものに乗り組む職員
(2)	特殊警備隊に属し、特殊警備業務に直接従事することを本務とする職員	(2) 特殊警備隊に属し、特殊警備業務に直接従事することを本務とする職員
(3)	特殊救難隊に属し、特殊救難業務に直接従事することを本務とする職員	(3) 特殊救難隊に属し、特殊救難業務に直接従事することを本務とする職員
(4)	全長二十メートル以上の灯台見回り船に乗り組む職員(1) に掲げる者を除く。)	(4) 全長二十メートル以上の灯台見回り船に乗り組む職員(1) に掲げる者を除く。)
(5)	巡視艇又は特殊警備救助艇で全長二十メートル未満のもの (特殊警備救助艇については、人事院の定めるものに限る。) に乗り組む職員	(5) 巡視艇又は特殊警備救助艇で全長二十メートル未満のもの (特殊警備救助艇については、人事院の定めるものに限る。) に乗り組む職員
(6)	海上警備隊に属し、海上警備業務に直接従事することを本務とする職員	(6) 海上警備隊に属し、海上警備業務に直接従事することを本務とする職員

2級 1級 職務の級	本 海事職俸給表 (一)	10級 9級 8級 7級 6級 5級 4級 3級 2級 1級 職務の級	二 公 安 職 俸 給 表 (二)	8級 7級 6級 5級 4級 3級 2級 1級 職務の級	ハ 専門行 政職俸 給表	口 行政職俸 給表 (二)	10級 9級 8級 7級 6級 5級 4級 3級 2級 1級 職務の級	口 行政職俸 給表 (二)	10級 9級 8級 7級 6級 5級 4級 3級 2級 1級 職務の級	口 行政職俸 給表 (二)										
7, 5 0 0 円	6, 6 0 0 円	調整 基本 額	15, 6 6 0 0 円	13, 3 3 0 0 円	12, 2 3 0 0 円	11, 1 3 0 0 円	10, 0 3 0 0 円	9, 6 0 0 円	9, 2 0 0 円	8, 5 0 0 円	7, 2 0 0 円	6, 4 0 0 円	5, 0 0 円	4, 0 0 円	3, 0 0 円	2, 0 0 円	1, 0 0 円	1, 0 0 円	1, 0 0 円	1, 0 0 円

		～ 海事職俸給表 (二)										～ 海事職俸給表 (二)															
2級	1級	職務の級	5級	4級	3級	2級	1級	職務の級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	職務の級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	職務の級	7級	6級	5級	4級	3級
6,500円	5,700円	ル医療職俸給表(二)	1,700円	1,400円	1,100円	1,000円	8,900円	～ 調整基本額	1,500円	1,100円	9,800円	8,500円	7,800円	6,500円	～ 調整基本額	1,600円	1,200円	9,500円	8,200円	7,700円	6,400円	～ 調整基本額	1,300円	1,100円	9,000円	8,400円	6,000円
		ヌ医療職俸給表(二)																									
		チ教育職俸給表(二)																									
		リ研究職俸給表																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額																									
		～ 調整基本額				</td																					